

17

子育て支援体系の課題

- 養育能力に課題のある母の多くが各種子育て支援事業やイベントへの参加や相談にも来ない、訪問も忌避されたり会うことが困難な家庭。
- 保育所・幼稚園等に在籍していない4～5歳児
- 在籍していても、登園しない、長期欠席や出席日数が少ない



網の目を細かくしてもやって来ない
健康状態や生活状況の確認がとれない児童がいる

18

組織体制の限界

子育て支援室の役割(専門性・業務過多)

- ①要対協調整者
- ②保護者に対する指導・安全確認
- ③保護者への支援・援助

要対協登録を漏れがないようにすればするほど、数が増え「見守り」に限界

【要対協登録の生活保護世帯】

- ①生保CW体制の法定定数不足
- ②保護費支給、苦情処理で業務繁忙
- ③要保護児童への接点・視点がなきに等しい

CW不足はケースワークに支障をきたす

実態なき『見守り』

組織の限界

事件や通報等がない限り網にかられない状態

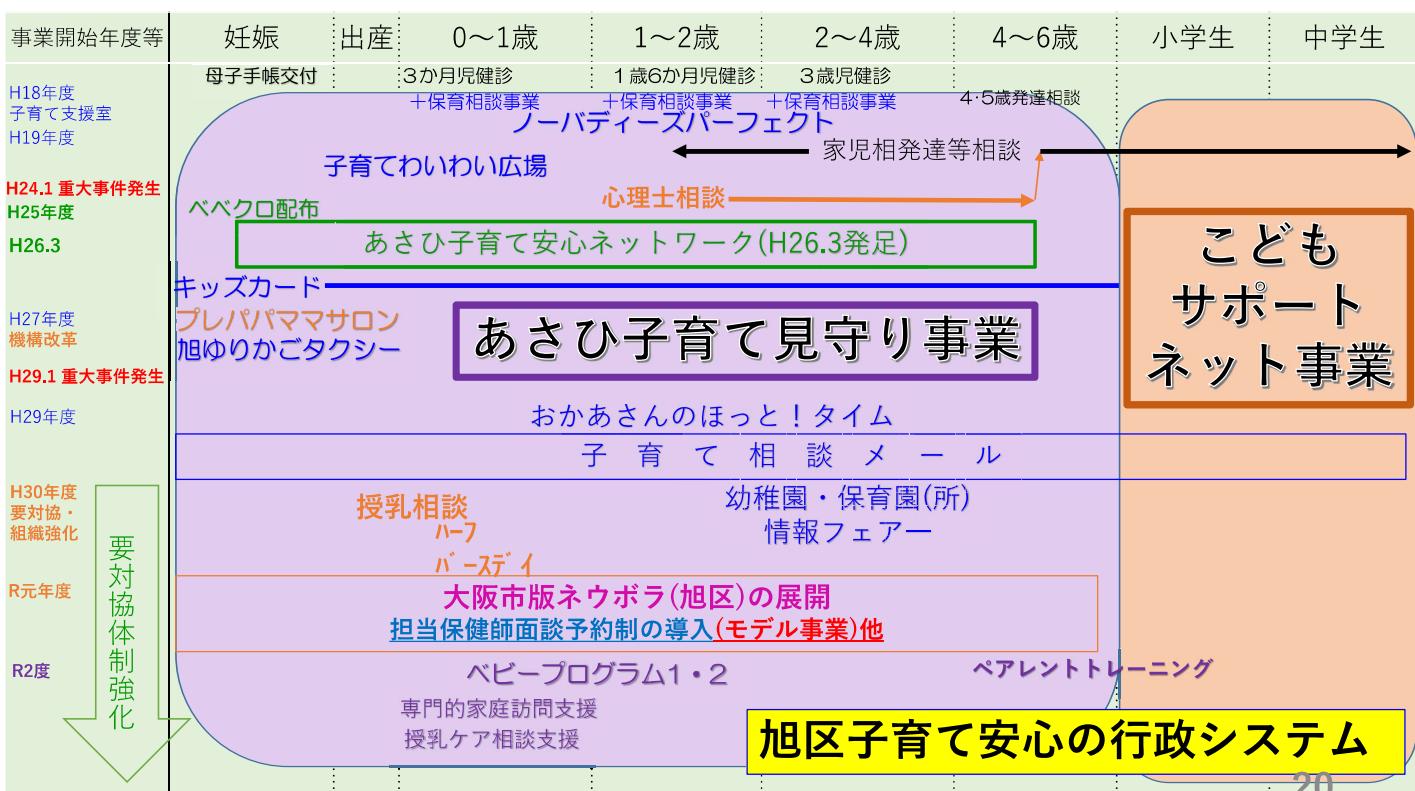
- ★「重大虐待ゼロのまち」をめざすため
- ★旭区の子育て支援体系を補完充実のため
- ★アウトリーチを基本としたよりきめ細かな家庭への援助と支援

予算要求・事業化

あさひ子育て見守り事業

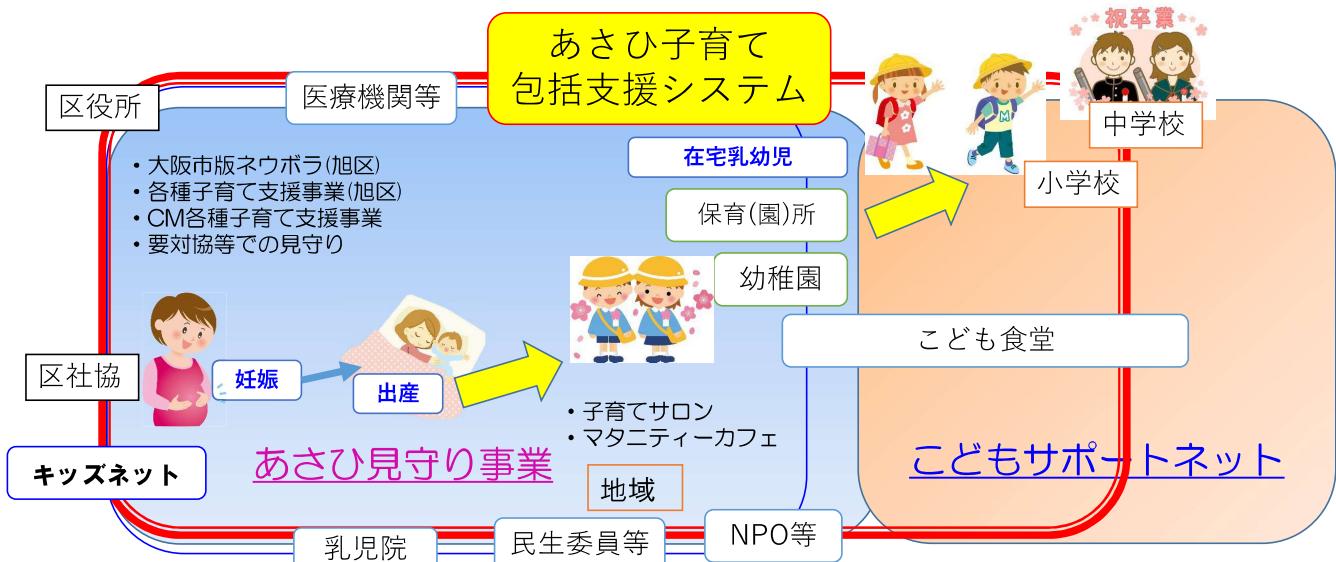
- ★旭区社会福祉協議会に業務委託
- ★アウトリーチワーカー(あさひギッズコーディネーター)2名配置
- ★要保護児童の見守り

19



20

あさひ子育て包括支援システムの構築 妊娠期から中学校卒業まで 子どもの安全を見守る体制



21

あさひ子育て見守り事業

区社協(キッズネットの共同事務局)への業務委託 重点予算8,775千円

あさひキッズコーディネーターの業務①

要保護児童世帯等への専門的対応

- (1)重大虐待防止のための要保護児童（世帯）へのアウトリーチ業務
- (2)子育て支援等の相談ニーズへの対応業務
- (3)要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。)代表者会議、実務者会議及び事前会議、個別ケース検討会議等への参加
- (4)要対協実務者会議の方針に基づく「地域見守り支援」の実施
- (5)関係機関等からの要保護児童及び児童虐待に関する情報の収集業務
- (6)個別の要保護児童(世帯)に対する地域の見守り活動への後方支援業務

22

あさひキッズコーディネーターの業務② ネットワークの活用連携業務

(7) 支援対象の関係機関等との連携協力業務

ア)保育園(所)、幼稚園等の施設への訪問等

イ)つどいの広場、子ども子育てプラザ、子育て支援センター、
子育てサロンへの訪問等

ウ)あさひ子育て安心ネットワーク会議(キッズネット)への参加と連携

エ)こどもサポートネット事業、子育て支援室との連携(ケース引継ぎ等)

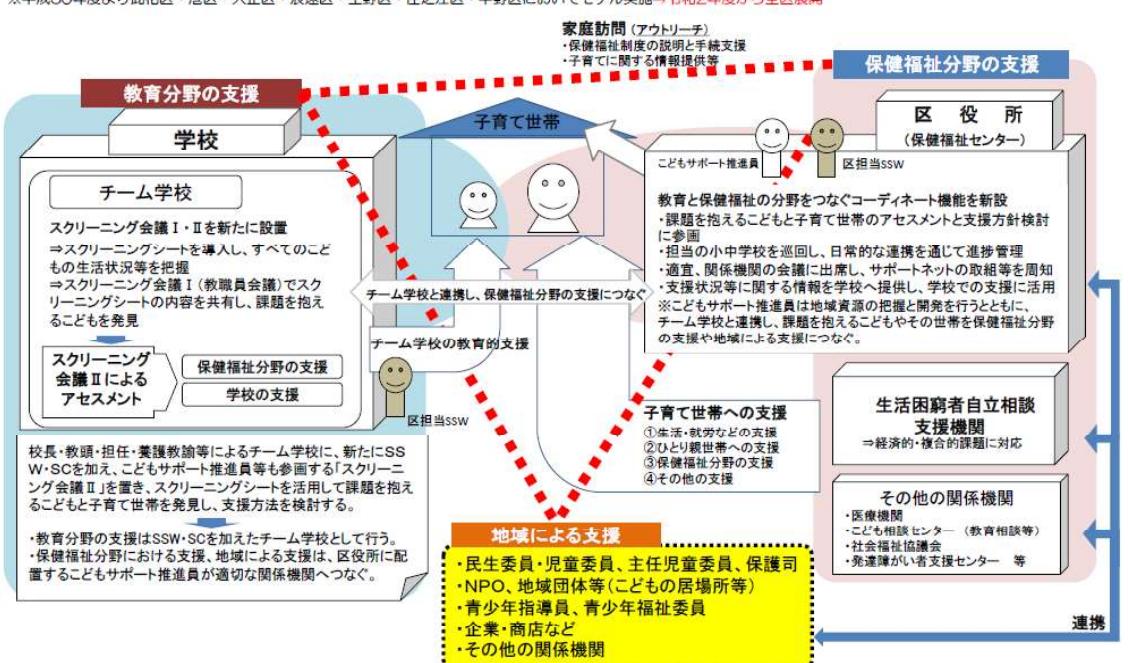
23

大阪市こどもサポートネット こどもと子育て世帯の総合支援体制

学校における気づきを区役所や地域等につなぎ、社会全体で支える、区長のマネジメントによる新しい仕組み

目的: ●すべてのこどもたちの状況を把握する ●こどもたちを支援につなげていく

※平成30年度より此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区においてモデル実施⇒令和2年度から全区展開



24

あさひ子育て包括支援システムの
構築に向けて
旭区は地域と共に、
これからもがんばります

To be continued

ありがとうございました。

